　　　　※　資料は撮影のみ可とします

官民境界立会資料閲覧申請書

【誓約事項】

(１) 官民境界立会資料は、他の測量資料とは一致しない場合があることを理解し利用します。

(２) 官民境界立会資料について、この申請に基づいて異議を申し立てません。

(３) 撮影した官民境界資料は、申請した閲覧目的以外には使用せず、測量後は速やかに破棄します。

(４) 官民境界立会資料の閲覧によって紛争等が発生した場合は、閲覧申請者の責任により解決するものとし、北名古屋市は一切の責任を負わないことを認めます。

　※撮影は写真撮影及びスキャニングとします。

　　年　　月　　日

（宛先）北名古屋市長

　閲覧申請者　　□土地家屋調査士　　□測量士

　　　　　　　　住所

　　　　　　　　氏名　　　　　　　　印　　連絡先

閲覧箇所　北名古屋市

閲覧図面　□土地改良確定図　□道水路幅員　□確定図

　　　　　　※　西地区の土地改良確定図はありません。

閲覧目的　境界確認（□家屋建て替え□土地売買□土地登記）

閲覧者　　□土地家屋調査士　□測量士　□測量補助員

　閲覧者名　　　　　　　　　　　回答日　　　　閲覧日

　　※閲覧者、閲覧者名は来庁時に記入すること。

　　※３月以降の申請について状況により現地立会や道路境界の承認が次年度４月以降になることがあります。事前にご相談ください。